

高松市・香川町

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香川町合併協議会事務局



住民発議による合併協議会が発足しました！

合併協議会設置までの主な経緯

平成14年8月16日

香川町長に対し、協議会設置請求代表者が高松市を合併対象市町村とする合併協議会の設置を請求
有効署名数：4,033人（有権者数の20・61%）

平成14年8月19日

香川町長から高松市長に対し、合併協議会の設置について、高松市議会に付議するか否かの意見照会

平成14年10月23日

香川町長から高松市長に対し、議会に付議する旨の回答

平成14年12月19日

高松市議会が合併協議会設置議案を否決

平成15年1月20日

香川町議会が合併協議会設置議案を可決

平成15年3月21日

香川町選挙管理委員会に投票実施請求代表者が、合併協議会設置協議についての住民投票の実施を請求
有効署名数5,362人（有権者数の27・07%）

平成15年4月13日

香川町で合併特例法に基づく住民投票を実施
(有権者数：19,513人 投票率：64・09%)
賛成：6,136人 反対：6,134人

平成15年4月21日

香川町選挙管理委員会に住民投票の結果の効力に関する異議申出

平成15年5月21日

香川町選挙管理委員会が、異議申出の棄却を決定

平成15年6月10日

香川町選挙管理委員会の決定に不服のある選挙人が、香川県選挙管理委員会に審査申立

平成15年8月8日

香川県選挙管理委員会が、審査申立の棄却を裁決
点検審理の結果（平成15年9月9日確定）
賛成：6,182人 反対：6,166人

平成15年8月26日

高松市長と香川町長が、合併協議会規約に関する協議書に調印

平成15年9月1日

ごあいさつ



副会長
吉本保久



三
会長
田昌増

今日、地方分権の推進、少子・高齢化の進展など、社会経済情勢が著しく変化する中、国および地方自治体の財政は、大変厳しい状況が続いており、特に、地方財政は、三位一体の改革による影響により、今後、ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況のもと、住民に最も身近な自治体として、総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町が、今後、地域の自立と独自性の發揮による地域みずからの中づくりを進めることができ、重要な課題となつております、そのためには、それにふさわしい行政財政能力の確保や行政組織体制を、充実強化することが求められています。

その最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのための財源の効果的な確保と、効率的な行政組織体制の整備が可能となる合併問題が、大きくなっています。

高松市・香川町の合併について、その是非を含む協議がスタートすることになりました。

昨年8月の合併協議会の設置請求から、今日まで様々な動きがありました。本町をはじめ、近隣市町の合併問題に関する状況は御承知のことと存じますが、本協議会の設置を問う住民投票では賛否が二分し、住民の意向が拮抗している状況での設置となり、県内外からも注目を集めているところです。

こうした現状と課題を踏まえた上で、今後開催される協議会において論議を重ねていくことになりますが、合併は住民の生活に大きく影響する問題であるとともに、その市町村の存在を左右する自治体の根幹にかか

なテーマとして、全国的に議論されており、各自治体においても、それぞれの立場で、合併についての検討が行われているところです。

このような中、このたび、香川町住民の強い熱意により、高松市と香川町との合併協議会が設置されたわけですが、私としては、この協議会の場において、両市町の行財政状況や住民サービス、各種制度などについて、住民の皆様にオープンにし、合併に係る課題や問題点、対応策など、合併の是非についての判断材料を揃える中で、大所高所に立って、公平・公正に、議論が行われることを期待するものです。

今後とも、この合併協議会だよりやホームページを通じて、分かりやすい情報の提供等に努めてまいりますので、住民の皆様には、格別の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なにかご不明な点等ございましたら、お手数ですが、お問い合わせください。

わる問題ゆえに、それぞれの立場や考え方の相違で、白熱した論議も出てこようかと思いますが、お互いの信頼関係のもと協議を重ねていきたいと考えています。

合併特例法の期限を理由とした議論が先行するのではなく、これまでの両市町のまちづくりの歩みや意向を尊重しながら、互いに対等の立場に立って、将来的まちづくりについて皆様と一緒に慎重に考え、十分検討し尽くされたと感じられるまで論議ができますよう、全力で取り組む所存ですので、皆様方の御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

第1回会議の結果

報告第2号
高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書について

高松市・香川町合併協議会第1回会議が、9月4日（木）午後3時から香川県自治会館で開催されました。会長、副会長のあいさつ、協議会委員等の紹介の後、報告事項及び協議事項が審議されました。その主な内容は次のとおりです。

報告事項

報告第1号

高松市・香川町合併協議会規約について

高松市・香川町合併協議会の規約が報告されました。

協議会の担任する事務

合併の是非を含めた1市1町の合併に関する協議

市町建設計画の作成

その他1市1町の合併に関し必要な事項

委員会（4ページ参照）

1市1町の長及び助役
(複数の助役を置く場合は一人)

1市1町の議会の議長及び副議長
1市1町の議会の議員のうちから
それぞれの議会の選出した者

1市1町のそれぞれの長が定めた
学識経験を有する者等

議案第2号
高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程について

一般傍聴席は定員50人以内として、定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定する。

議案第3号 高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について

協議会の事務所は、高松市に置く。
会長に高松市長、副会長に香川町長を選任する。
事務局職員は、高松市から4名、香川町から1名、県から1名の合計6名とする。
事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定める。

議案第4号 高松市・香川町合併協議会幹事会規程について

議案第1号から議案第6号までの6件が審議され、原案のとおり承認されました。

議案第5号 平成15年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

幹事会は1市1町の助役等で組織し、協議会に提案する事項について協議、調整する。

議案第6号 平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報提供

事務事業実態調査の実施及び調整

市町建設計画の作成

合併協定項目の協議

議案第6号 平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

議案第6号 平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

市町負担金、県補助金等

・会議費、事務費、事業推進費等（合併協議会だよりの発行、ホームページの開設・管理、市町建設計画の作成等）

その他

事務局から合併特例法の概要、市町合併手続の概要、新設合併と編入合併の比較及び合併協議会設置の経緯等についての説明がありました。



高松市・香川町の主なデータ



項目	高松市	香川町
市・町制施行	明23.2.15	昭30.4.1
市・町の花	つづじ	つづじ
市・町の木	黒松	くすのき
面積	194.34km ²	27.33km ²
人口	332,865人	24,136人
人 口	15歳未満 (割合)	3,735人 (15.5%)
	15~64歳 (割合)	16,430人 (68.1%)
	65歳以上 (割合)	3,968人 (16.4%)
世帯数	131,370世帯	7,809世帯

※人口、世帯に関するデータは国勢調査(平成12年10月1日現在)

高松市・香川町合併協議会委員等名簿

(平成15年9月1日現在)

職名	氏名	備考
会長	増田昌三	高松市長
副会長	吉本保久	香川町長
委員	廣瀬年久	高松市助役
	田中和夫	香川町助役
	山田徹郎	高松市議會議長
	松浦可稔	香川町議會議長
	菰渕将鷹	高松市議會副議長
	御厩武史	香川町議會副議長
	梶村傳	高松市議會議員
	大浦澄子	高松市議會議員
	三笠輝彦	高松市議會議員
	森谷芳子	高松市議會議員
	溝渕敬	香川町議會議員
	初瀬恭次郎	香川町議會議員
	北中ヤエ子	香川町議會議員
	大塚茂樹	香川町議會議員
	井原健雄	学識経験者(高松市)
	鎌田郁雄	学識経験者(高松市)
	千葉規美子	学識経験者(高松市)
	石田芳直	学識経験者(香川町)
	大野義明	学識経験者(香川町)
	中原禪雄	学識経験者(香川町)
監査委員	北原和夫	高松市代表監査委員
	川西隆雄	香川町代表監査委員

(敬称略)

合併協議会とは?

合併協議会は、地方自治法と合併特例法の規定により設置される協議組織で、各市町の長、助役、議長、副議長、各市町の議会ごとに選出された議員、学識経験者等で構成されます。

合併協議会では、合併の是非、合併の方式(新設・編入)や合併の期日をはじめ、住民サービスの水準や住民負担の調整、合併市町のまちづくりに関する計画(市町建設計画)など、合併に関するあらゆる事項が協議されます。

そして、合併協議会での協議を踏まえて、各市町において最終的に合併の是非を判断することになります。

住民発議制度とは?

市町合併を目指した地域の住民などの取組を反映させるため、合併協議会の設置を住民が直接請求できる制度として、平成7年の合併特例法改正により、住民発議制度が設けられ、平成14年の同法改正では、新たに住民投票制度が導入されました。

この住民発議により法定合併協議会が設置された場合、当該協議会は、その設置の日から6月以内に、市町建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表することになります。

i information



★ホームページの開設

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

合併協議会の会議内容や合併に関する情報などをお知らせします。会議資料や会議録も随時掲載しますのでご利用ください。また、皆さまのご意見をお聴きするコーナーもありますので、ぜひアクセスしてください。

合併協議会の傍聴

傍聴の定員 50人以内

傍聴の受付 会議開始30分前から受付します。

傍聴人の決定 会議開始15分前に定員(50人)を超える場合は、くじにより、傍聴人を決定します。

会議資料等の閲覧

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場で会議資料や会議録をご覧いただけます。